

7.18 沖縄県議会決議を尊重し、辺野古新基地建設の断念を求める請願書

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

請願事項

2008年7月18日の沖縄県議会決議を尊重し、名護市辺野古沿岸域への新基地建設の断念を求めます。

請願理由

- 1 沖縄県は国の面積の0.6%であるが、全国の米軍施設の約75%が集中しており過重な負担となっている。1997年12月の名護市住民投票は「辺野古新基地建設に反対」を明確にし、県民の約60%が辺野古への新基地建設に反対し、県民の約80%が普天間基地の県外移設を求めている。
- 2 2008年7月18日、沖縄県議会は「辺野古新基地建設反対」という基地建設そのものの断念を求める歴史的決議を採択し、内閣総理大臣・外務大臣・防衛大臣・沖縄及び北方対策担当大臣に意見書が提出された。国はこの決議と意見書に真摯に応え、新基地建設を断念すべきである。
- 3 辺野古海域は絶滅危惧種ジュゴンをはじめ豊かな生態系を育み、国際的にも注目されており、県は「自然環境保全に関する指針」で「評価ランク1」としている。基地建設対象地域の大浦湾では08年2月にアオサンゴ群落が発見され自然保護が求められている。にもかかわらず、08年3月から手続き上の不備がある「方法書」によって「環境現況調査」が強行されている現状は正当性を欠くものである。
- 4 1996年12月のSACO合意から12年を経過した。これまでの経過を見ればこの合意は破綻したものと見るべきである。普天間基地は、新たな基地建設を待つことなく即時に閉鎖すべきであり、代替施設を建設すべきではない。新たな基地建設は米軍基地の恒久化につながる。特に長年過剰な基地負担が強いられてきた沖縄県民に重ねて新たな基地負担を押しつけるべきではない。
- 5 アメリカ合衆国によるベトナム戦争、アフガニスタン攻撃、イラク戦争の際に、沖縄の基地が常にそれらの国々への主要な出撃拠点となった事実が示すように、新たな基地を米軍に提供することは、アメリカの侵略戦争に荷担することになり、日本国憲法に違反することになる。